

産業廃棄物運搬処理役務

件 名	産業廃棄物運搬処理役務		
図 面 名 称	表 紙		
仕 様 書 番 号	5 7	図面番号	1 / 2
作 成 年 月 日	8 . 8 . 2 8 .		
作 成 部 隊 名	陸上自衛隊大宮駐屯地業務隊 ,		

仕 様 書

- 1 役務件名：産業廃棄物運搬処理役務
- 2 役務場所：埼玉県さいたま市北区日進町1-40-7 陸上自衛隊大宮駐屯地
- 3 役務概要：産業廃棄物の運搬及び処理 一式
- 4 対象品目：廃プラスチック類、金属くず、木くず、ガラスくず
- 5 運搬及び処理に関する要求
 - (1) 請負者は運搬及び処理に際し、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による許可を都道府県知事に受けたものであること。
 - (2) 請負者は産業廃棄物収集コンテナを駐屯地内に設置（シートを含む。設置場所は官側と調整し細部は官側の指示による）し、収集は官側で行うものとする。大きさは8㎡のコンテナとし、契約後速やかに設置し、12/17（木）に搬出を行い、努めて早期に処理場へ持ち込むこと。
 - (3) 運搬または処理の一部業務を他の業者にて実施する場合は、予め契約官側の許可を得ること
 - (4) 運搬作業中は、駐屯地の業務に支障の無いよう配慮する。
 - (5) 運搬作業中は、既存施設に損傷を与えた場合は、遅滞なく官側に報告するとともに、請負者の責任において原状に復旧すること。
 - (6) 運搬に際して、必要な車両、器材及び消耗品等は請負者の負担とする。
 - (7) 設置搬出時間は、原則課業時間内（0830～1715）とし、休日（土日、祝祭日）の作業は実施しない。
 - (8) 本役務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、運搬及び処理終了後も同様とする。
 - (9) 運搬作業に伴う駐屯地及び各建物への立ち入り、その他制限事項は当駐屯地の諸規則に従うこととし、その都度官側から指示する。
 - (10) 請負者は、産業廃棄物管理票マニフェストD票を、最終処理については産業廃棄物管理票マニフェストE票を官側に提出するものとする。また、最終処理は契約期間内に完了させるものとする。
 - (11) 運搬及び処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工令」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則」を遵守して実施する。
- 6 その他

本仕様書に記載のない事項、並びに不明な点に関して疑義が生じた場合は、官側と請負者と協議の上、解決を図るものとする。

件 名	産業廃棄物運搬処理役務		
図 面 名 称	仕様書		
仕様書番号	57	図面番号	2/2
作成年月日	8. 8. 28		
作成部隊名	陸上自衛隊大宮駐屯地業務隊		